

2016年2月 こんな相談がありました！

消費者情報

八代市消費生活センター 電話：33-4162

大雪に驚いた1月、仕事や買い物に行けなかったり水道管の凍結で断水したり、また雪道で転倒したりなどの被害もありました。2月に入り、節分・立春を迎えたとはいえ、まだまだ寒さが続きます。インフルエンザの流行も気になるところです。

しかしどんな寒さでも関係ないのがインターネットの世界です。ネットトラブルの件数は、スマートフォンの普及とともに増加しています。バレンタインのプレゼントをネット通販で注文したら、届かなかった、偽ブランドだったなどということがないように、ご用心ください。



1、相談件数（2015年4月～2016年3月）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
新規相談	81	55	92	72	69	75	82	100	66	61			753
継続相談	43	11	36	29	29	12	20	27	23	28			258
総件数	124	66	128	101	91	87	102	127	89	89			1011

2、相談事例

● 布団の訪問販売（女性 70歳代）息子からの相談 216,000円

昼間、母が一人にいるときに、訪問販売で高額な布団の契約をしていました。母は何度も断ったけれど、業者が布団を配達するので代金を用意しておくようにと言ったそうで、明日、布団を持ってくるとの電話がありました。どうしたらよいのでしょうか。契約書はもらっていないようです。

<助言> クーリング・オフが可能です。明日、業者が来るのであれば、立ち会ってその場で断るとともに、再勧誘しないように申し入れをしてはどうかと助言しました。

クーリング・オフは、訪問販売の場合、契約した日を含めて8日間です。期間内であれば書面で通知することにより、無条件で解約できます。また契約書を持っていないこの相談のようなケースでは、法律によって定められた書面によるクーリング・オフの告知がされていないので、8日を過ぎてもクーリング・オフが可能です。

● 中学生のアダルトサイト登録料（男性 中学生）母親からの相談 150,000円

中学生の息子には、まだスマホを持たせていないので、私のスマホで、息子がアダルトサイトにアクセスしました。すると「会員登録ありがとうございます。」と表示され、15万円もの登録料金を請求されました。そのまま画面を消したと言っていますが、どうしたらよいでしょうか。

<助言> これは、ワンクリック請求と呼ばれる詐欺の手口です。契約は成立していないので、請求に応じる責任はありません。電話をしたりメールを送ったりすると、個人情報を教えることとなりますので、一切連絡しないように助言しました。

中学生は、未成年ですので、15万円もの契約であれば、未成年者契約の取消ということも考えられます。しかしスマホの所有者は母親であり、中学生が使ったという証明もできません。ワンクリック請求は、アクセスした人が誰であれ、支払いはしなくてよいのですが、通常の有料のサイトや有料のゲームなどを利用した場合は、そういうわけにはいきません。スマホはロックするなどして自分以外の人が使わないように管理することが重要です。

3、相談情報

● 見守り情報

国民生活センターより発信された「見守り情報」をお届けします。

見守り新鮮情報

第243号 電力小売り全面自由化便乗商法に注意して

第244号 知人から誘われ投資したが、元金も戻ってこない

第245号 葬儀の料金トラブルに気をつけて

子どもサポート情報

第96号 おもちゃの銃で失明のおそれ

● 第2回身近な相談員育成セミナー

高齢者や障がい者の消費者トラブルを防ぐには、まわりの人の見守りが重要です。見守りにおける「気づき」のポイントや相談機関へのつなぎ方など、消費者問題の基礎知識等を紹介します。ぜひご参加ください。

日時：3月9日（水） 午後2時～4時

場所：市役所 5階 大会議室A

内容：「消費者問題とは」

「先ず捨てることから始めよう。貴方に合った収納の工夫術」

● 消費生活特別相談開催

3月13日 日曜日、相談員と弁護士による相談を行います。相談は無料です。

詳細は、別紙を参照ください。